

第 95 回信託研究会（出張会議） 議事要録

日時：2025 年 11 月 2 日（日）17 時 00 分～21 時 00 分

場所：月見の湯山一屋（長野県下高井郡山ノ内町）

出席者：今井、黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

●セッション 1（17:00～18:00）

（報告 1：大屋、黒田）信託の委託者（受益者）の保護や保全に関する手続きや制度

信託の委託者（受益者）の保護や保全に関する手続きや制度について、関連制度の概要、受託者の義務違反時の制度、受託者の問題や財産の損失が発生した場合の具体的な手続き・対応、受託者の横領等による場合の対応、の点から報告がなされ、ウェブサイトで紹介されている事例が説明された。

委託者保護に関する制度等を確認し、信託財産の使い込みや棄損等が発生した場合の対応と事前の対策等の一般的な手続き等を認識した。

（報告 2：高橋）委託者の財産の保全に関連した裁判、実務及び研究（中国・台湾）

中国・台湾における委託者の財産の保全に関連した裁判、実務及び研究について、信託をめぐる裁判事例を調査したところ、公表されている裁判では 2、3 件が存在するのみであったことから（公表されている裁判事例自体もすべてを網羅しているかどうかは疑問であるとの注釈あり）、中国においては信託自体（特に家族信託）が利用されている実態は不明である。一方で、中国の財産所有に関する認識については、わが国とは異なっていると考えられるため、信託を利用しようとする意識はわが国よりも高いのではないかという意見も出された。

●セッション 2（20:00～21:00）

（報告 3：今井）委託者の財産の保全に関連した裁判、実務及び研究（アメリカ）

アメリカにおける委託者の財産の保全に関連した裁判、実務及び研究については、関連する論文や実務内容が確認できず、今後において、調査を進める。「強制仲裁事項」に関する裁判例が存在するということで、わが国ではあまり議論がなされてこなかった信託契約の条項の意義や効果を確認することが必要であるとの意見が出た。

（ディスカッション）

今後のテーマに関する議論展開としては、「家族信託」を念頭に置きつつ、わが国の信託利用による税制の在り方を模索することとし、他国の事例（信託制度、税制）を調査、検証及び参考にすることで、信託利用の税制優遇制度の導入可能性を検討していくこととした。

次回は、2025 年 12 月 20 日（土）10 時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>